

第二種 佐良浜漁港における

①放置等禁止区域指定

②プレジャーボート等係留指定施設の

お知らせ

佐良浜漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート等の係留指定施設を指定しました。今後、係留指定施設にてプレジャーボート等を係留しようとする方は、施設管理者による許可が必要です。

■①について

漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	1 船舶(漁船・遊漁船・プレジャーボート等) 2 自動車、原動機付自転車、軽車両等 3 廃棄物(ゴミ、粗大ゴミ、廃油等)
放置等禁止区域	図に示す水域及び陸域

■②について

沖縄県漁港管理条例の規定により、プレジャーボート等が使用することができる施設を指定します。ただし、荒天時においては、-2.5m物揚場(2)は漁船の係留を優先するものとする。

なお、使用するには許可が必要です。宮古農林水産振興センター農林水産整備課 漁港水産班へお問い合わせ下さい。

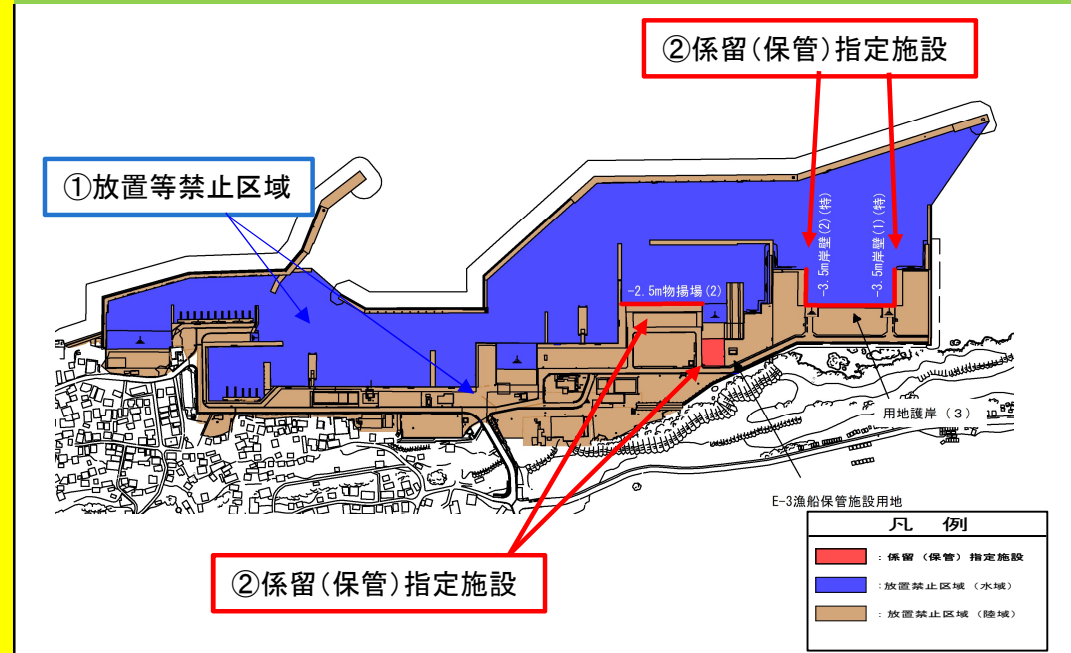
TEL(0980-72-2365)

また、許可申請窓口は伊良部漁業協同組合となります。

TEL(0980-78-3119)

指 定 物 件	プレジャーボート等 ヨット、モーターボート、遊漁船等で 漁船を除く
係 留 指 定 施 設	図に示す②係留指定施設

放置等禁止区域及び係留指定施設



違反行為をした場合、30万円以下の罰金に処せられます。
なお、指定は令和4年4月1日から施行します。

沖縄県知事